兵庫、昭47不７、昭47．９．26

命　　令　　書

申立人　　伊丹タクシー労働組合

被申立人　　伊丹タクシー株式会社

主　　文

被申立人会社は、申立人組合の組合員に対し脱退を勧奨したり、あるいは脱退した者をつかって組合に敵対する運転手を採用して組合破壊を図るなどして申立人組合の自主的運営に支配介入してはならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

被申立人伊丹タクシー株式会社は、従業員29名、認可車両台数24台で一般旅客運送事業を営む株式会社であるが、会社の実質上の経営者は、甲南タクシー株式会社の代表取締役Ｂ１であり、同人は甲南興産株式会社、甲南交通株式会社、神崎タクシー株式会社などをも経営している。

申立人伊丹タクシー労働組合は、会社に勤務する運転手25名で組織する労働組合で、関西旅客自動車労働組合連合会に加盟している。

２　会社の労務政策

これらＢ１傘下の会社は、被申立人会社を含めて労務管理政策として職制に元組合役員を起用することを特徴としている。

すなわち、神崎タクシー株式会社においては、かつては神崎タクシー労働組合の執行委員長Ｃ１を営業課長にし、また被申立人会社においても、昭和45年当時の総務課長は元全但タクシー労働組合の書記長Ｂ２、営業課長は元安全タクシー労働組合の委員長Ｂ３、車両課長は元神崎タクシー労働組合の委員長Ｂ４、本件申立て当時には、代表取締役は前記車両課長Ｂ４、営業課長は元伊丹タクシー労働組合の執行委員Ｂ５、職制は元神崎タクシー労働組合の書記長のＢ６が就任していた。

３　組合に対する支配介入、組合員に対する脱退勧誘

Ｂ４代表取締役は、昭和46年10月頃定期大会において執行委員長に選任されたＡ１に対し、給料を保障するから組合専従としての仕事のほかに会社の職制としての仕事も手伝うという勤務方法を勧誘したり、会社と組合との間はできるだけ馴れ合いで行こうなどと申し入れたりした。

次に昭和47年４月30日に当時組合員であったＣ２が組合を脱退したが、脱退に至るまでには次のような事情が認められる。

すなわち、会社はＣ２に対し組合脱退後の身分保障としては、職制となって配車係に就任しうるであろうと約束し、営業用車両を通勤用に使用することを黙認し、更に納金についても他の従業員に比較してルーズな方法による納金をも黙認していた。

Ｃ２は、昭和46年６月頃組合がストライキを行なった際にはこれに積極的に参加していたにも拘らず、会社の前記のような再三にわたる利益誘導により昭和47年４月30日組合に脱退届を提出して脱退するに至った。

４　Ｃ２の反組合運転手の復職勧誘

Ｃ２は、組合を脱退した翌日に、以前会社に勤務しつつも組合に不満を抱いて退職した元従業員Ｃ３に対し、組合つぶしをするために力になってほしいなどと申し向けて会社に復職するよう勧誘した。結局、Ｃ３は会社に復職しなかったものの、同人に対するＣ２の勧誘はかなり執拗であったし、このことについては、Ｃ２は会社の意を受けていたことも認めることができる。

第２　判断

１　被申立人会社が、組合執行委員長Ａ１に対して働きかけた前記認定の行為ならびに組合員Ｃ２に対する利益誘導および組合脱退工作に関する行為は、いずれも組合の弱体化、分裂を目的とした行為であると言わざるを得ない。

２　次にＣ２によるＣ３の復職勧誘については、Ｃ２が組合を脱退した翌日頃からこれが行なわれたこと、Ｃ２がＣ３を勧誘した際に組合を弱体化することの協力を要請したこと、Ｃ３は組合に不満をもっていたこと、およびＣ２は自己が職制になることをＣ３にほのめかしていたことなどの事実を綜合すると、会社はＣ２を通じて組合に反感を抱いている運転手を雇い入れ、組合の弱体化を図ろうとしたと断ぜざるを得ない。

３　会社が労務政策上、他のタクシー会社の労働組合の組合役員であった者を職制に採用している事実は認められるが、このこと自体は組合に対する支配介入とはいえないし、これらの職制に採用された者が組合の自主的運営に支配介入したという事実は認められない。

以上認定のとおり、会社の行なった執行委員長に対する利益誘導的な働きかけ、Ｃ２に対する組合脱退工作、および組合脱退者を使用しての反組合運転手の復職勧誘は、いずれも労働組合法第７条第３号に該当する不当労働行為である。

第３　法律上の根拠

以上の次第により、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和47年９月26日

兵庫県地方労働委員会

会長　西沢　　修